中華人民共和国　三〇〇、〇〇〇トン
日本国　二五〇、〇〇〇トン
大韓民国　一五〇、〇〇〇トン
合　計　七八七、〇〇〇トン

附属書二　ＡＰＴＥＲＲ基金に対する拠出

寄附による基金に対するＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の拠出金の額並びに最初の五年間の事業費に対するＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の年次拠出金の額は、次のとおりである。ただし、協定第二条３の規定に従うことを条件とする。

表１　寄附による基金に対するＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の拠出金の額

	協力三箇国	アメリカ合衆国ドル
1	中華人民共和国	一、〇〇〇、〇〇〇
2	日本国	一、〇〇〇、〇〇〇
3	大韓民国	一、〇〇〇、〇〇〇

	ＡＳＥＡＮ構成国	アメリカ合衆国ドル
1	ブルネイ・ダルサラーム国	一〇七、五〇〇
2	インドネシア	一〇七、五〇〇
3	マレーシア	一〇七、五〇〇
4	フィリピン	一〇七、五〇〇
5	シンガポール	一〇七、五〇〇
6	タイ	一〇七、五〇〇
7	ベトナム	一〇七、五〇〇
8	カンボジア	八三、〇〇〇
9	ラオス人民民主共和国	八三、〇〇〇
10	ミャンマー	八三、〇〇〇

表２　最初の五年間の事業費に対するＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の年次拠出金の額

	協力三箇国	アメリカ合衆国ドル
1	中華人民共和国	七五、〇〇〇
2	日本国	七五、〇〇〇
3	大韓民国	七五、〇〇〇

	ＡＳＥＡＮ構成国	アメリカ合衆国ドル
1	ブルネイ・ダルサラーム国	八、〇〇〇
2	インドネシア	八、〇〇〇
3	マレーシア	八、〇〇〇
4	フィリピン	八、〇〇〇
5	シンガポール	八、〇〇〇
6	タイ	八、〇〇〇
7	ベトナム	八、〇〇〇
8	カンボジア	六、〇〇〇
9	ラオス人民民主共和国	六、〇〇〇
10	ミャンマー	六、〇〇〇

附属書三　ＡＰＴＥＲＲ理事会の付託事項

協定第七条の規定によって設置される理事会は、次の任務を有する。

1　理事会の規則及び手続並びに事務局の任務及び責任（事務局の運営を含む。）を採択し、並びに理事会が必要と認めるこれらの修正について決定すること。

2　ＡＰＴＥＲＲ基金の財政規則及び運用について採択し、及び承認すること。

3　協定第三条及び第四条３の規定に従い緊急事態のための備蓄米を放出し、及び特定された米を補充するための標準的な運用手続を採択すること。

4　ＡＰＴＥＲＲの年次活動計画及び予算計画を承認すること。

5　事務局によって作成されるＡＰＴＥＲＲの活動に関する年次報告その他の報告を承認すること。

6　ＡＰＴＥＲＲの活動、ＡＰＴＥＲＲ基金の使用及び緊急事態のための備蓄米の状況について、ＡＳＥＡＮの農林大臣及び協力三箇国の閣僚に対しその高級実務者会合を通じて報告すること。

7　事務局によって実施されるＡＰＴＥＲＲの活動を監督し、及び調整すること。

8　協定第九条２の規定に基づきいずれかの締約国政府によって付託される紛争を解決すること。

9　ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国の国民から事務局長を選出し、任命すること並びに事務局長の権限、任務、勤務条件及び任期を定めること。

10　協定第四条１の規定に基づいて特定された備蓄米の総量を検討すること。

11　ＡＰＴＥＲＲの事業に関する事項に関する声明を公に発出すること。

12　この協定を効果的に実施するために理事会が必要と認めるその他の任務を遂行すること。

○国土交通省告示第八百二十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月二十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十八項から第二十一項までの規定中「及び第九十三条第九項」を「、第九十三条第九項及び百七十一条第九項」に改める。

第十五条第十一項中「協定規則第九十四号第二改訂版」を「協定規則第九十四号第二改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十六項中「平成二十三年国土交通省告示第六百七十号」の下に「。以下この項において「平成二十三年改正告示」という。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十五年六月二十三日から平成二十六年六月二十二日までに指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、平成二十三年告示による改正前の細目告示第二十二条第九項の規定中「同規則改訂版補足第三改訂版」とあるのは「同規則改訂版補足第四改訂版」に、平成二十三年改正告示による改正前の細目告示第百条第十項の規定中「協定規則第九十四号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則改訂版補足第四改訂版の規則５・（５・２・８・を除く。）及び６・に限る。）」に読み替えるものとする。

第十七条に次の二項を加える。

8　平成二十七年七月二十五日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車、牽引（けん）自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車及び軽自動車を除く。）については、保安基準第十八条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十四条、第百二条及び第百八十条の規定は、適用しない。